

登録可能物件に関するよくある質問（Q&A）

Q 7：不動産業者に依頼している物件でも登録はできますか？

A 7： 登録できます。

空き家バンク制度は空き家バンク以外による取引を妨げるものではありません。

不動産業者に依頼している物件でも登録できます。

しかし、改修補助金を利用し不動産業者へ依頼する場合、注意事項があります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 8：登録できる物件の条件は？

A 8： ①居住可能な状態であることが前提

②所有者であることが確認できる書類が必要

詳細は、担当窓口までお問い合わせください。

Q 9：どのような物件が登録できますか？

A 9： 一戸建て、アパートなどの居住を目的とした建物が登録可能です。

居住可能な状態であることが前提なため、状態によって登録が難しい場合もあります。

Q 10：広いので、シェアハウスとして登録できますか？

A 10： 登録可能です。

登録の際に募集世帯の数に分けて掲載をいたします。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 11：相続した物件で、所有権移転登記をしていませんが登録できますか？

A 11： 賃貸の場合は相続人全員の同意があれば登録可能ですが、

売買の場合は所有権移転登記を行ってから登録が必要です。

Q 12：物件が未登記の場合、登録は可能ですか？

A 12： 未登記の物件は登録できません。

相続による所有権移転登記が未了の場合と同様、

登記を完了させてから登録してください。

Q 13：共有名義の物件でも登録できますか？

A 13： 共有者全員の同意があれば、登録が可能です。

Q 14：物件の権利関係が複雑な場合、登録は可能ですか？

A 14： 物件の権利関係が複雑な場合でも、所有者が権利関係を整理し、

必要な手続きを行うことで登録が可能となる場合があります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 15：物件の所有者が法人の場合、登録は可能ですか？

A 15： 法人名義の物件でも登録可能です。

Q 16：築年数が古い場合、登録は可能ですか？

A 16： 築年数が古い場合でも、物件が居住可能な状態であれば登録が可能です。

Q 17：建物が老朽化している場合でも登録できますか？

A 17： 修繕が必要な場合でも登録は可能ですが、居住可能な状態であることが前提です。

建物が著しく老朽化している場合や、構造的に問題がある場合は、

登録が難しいことがあります。

Q 1 8: 家財道具は片付ける必要がありますか？

A 1 8: 家財道具が残っている場合でも登録は可能ですが、
利用者は一番初めに写真も含めて判断いたします。
物件写真を公開する際には少しでも部屋の状態が分かりやすくなるよう、
最低限の片付けをおすすめします。

Q 1 9: 家財が残っている場合、そのまま貸し出し、又は売却することも可能ですか？

A 1 9: 借主または買主が合意すれば可能です。
借主または買主と直接交渉をお願いいたします。

Q 2 0: 倉庫や畑などを同時に登録することはできますか？

A 2 0: 登録いただく空き家とセットとして登録ができます。

Q 2 1: 物件がペット飼育不可の場合、登録は可能ですか？

A 2 1: ペット飼育不可の場合でも、条件として明記することで登録が可能です。